

環境保全セミナー

環境影響評価法に関する 最新の動向

平成24年12月7日

環境省総合環境政策局
環境影響評価課

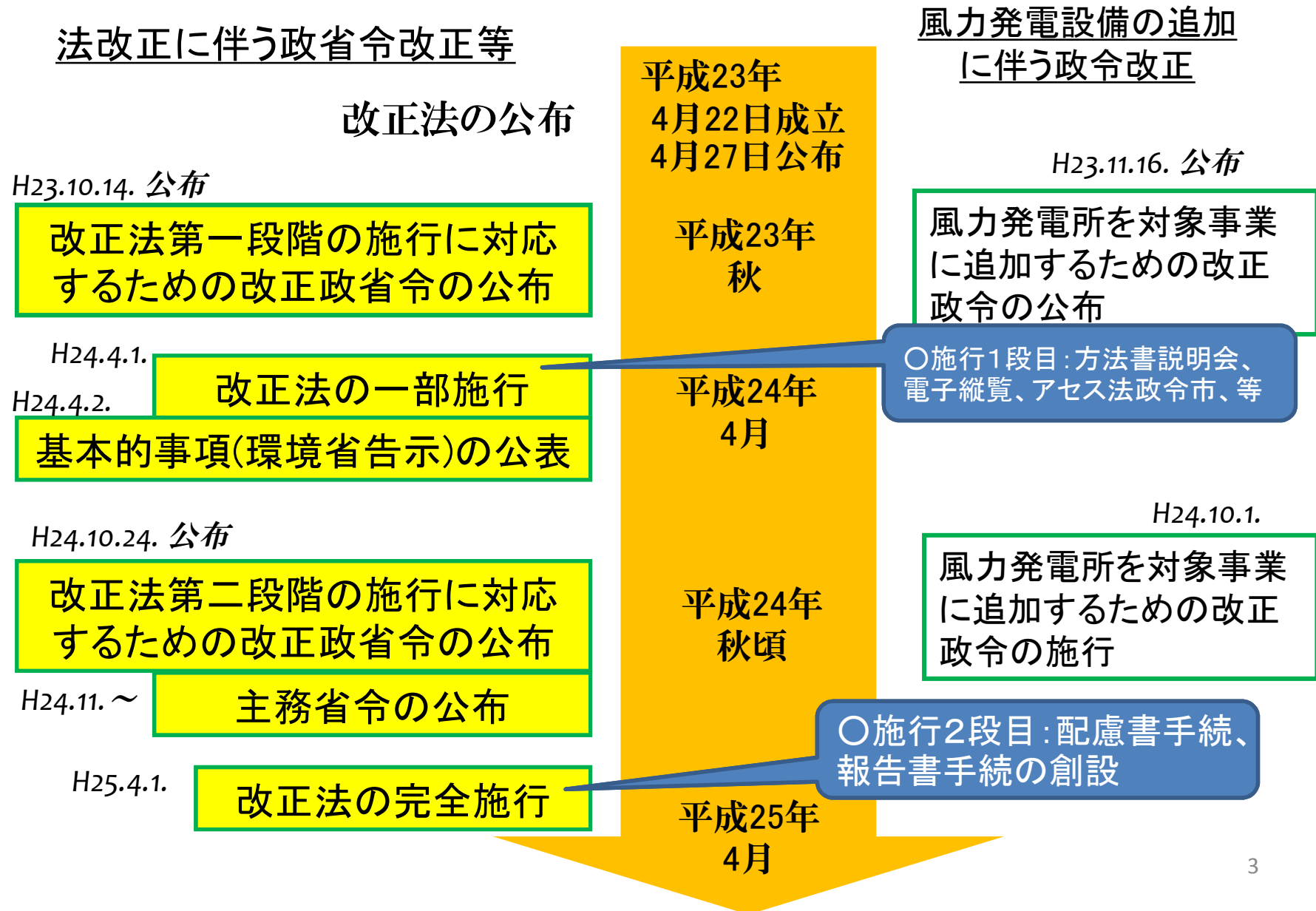
上田健二



目次

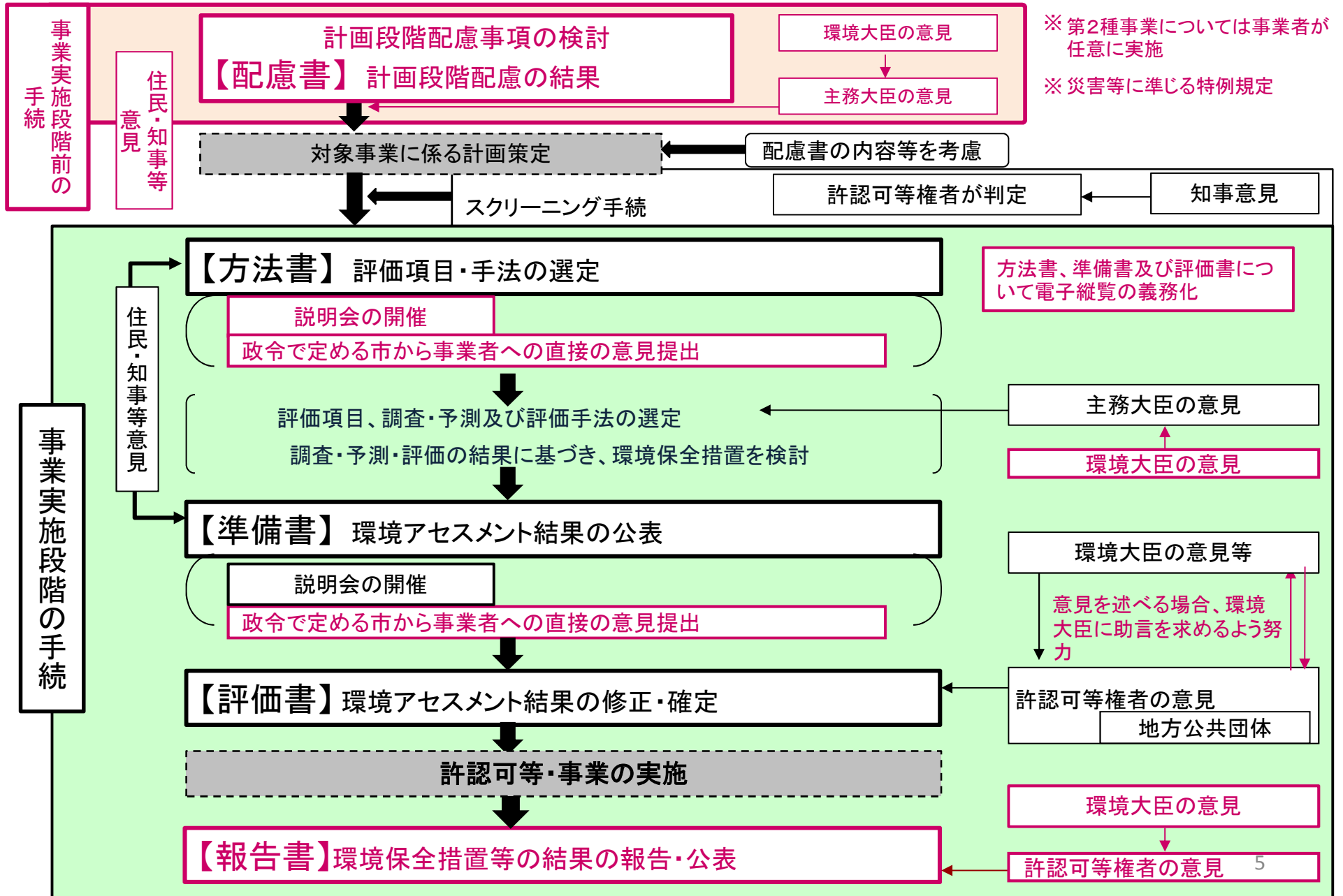
1. 施行令・施行規則の改正
 - (1) 配慮書手続に係る改正
 - (2) 報告書手続に係る改正
 - (3) その他の改正
2. 基本的事項の改正
3. 主務省令の改正
4. 風力発電所の法対象事業化
 - 風力等アセス支援（情報基盤整備）
5. 発電所アセスメントの簡略化・迅速化
 - (1) リプレースガイドライン
 - (2) さらなる迅速化に向けた取組

アセス法の改正と当面のスケジュール



1. 施行令・施行規則の改正

改正法の手続フロー



(1) 配慮書手続に係る改正

施行令改正

○配慮書についての意見提出期間の設定

- 環境大臣及び主務大臣の意見提出期間をそれぞれ45日及び90日とする。

施行規則改正

1. 配慮書手続に係る所要事項について規定

- 配慮書の記載事項は、配慮書の案について意見を求めた場合は関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要とする。また、当該意見についての事業者の見解を記載するように努める。

(配慮書の公表、第一種事業の廃止等の場合の公表は、方法書、準備書及び評価書の手続と同様とする。)

(1) 配慮書手続に係る改正

施行規則改正 (続き)

いわゆる「ティアリング」(後述)

2. 方法書、準備書の記載事項について規定

- 方法書及び準備書の記載事項は、①配慮書の案又は配慮書についての関係行政機関及び一般からの意見、②それらに対する事業者の見解、③配慮書手続後において位置等に関する複数案を絞り込む過程での環境保全上の検討経緯とする。
- 条例等に基づいて配慮書手続を行った場合は、方法書及び準備書の記載事項として、上記①～③のうち条例等において方法書の記載事項として規定されているものとする。

3. 学識経験を有する者からの意見聴取

- 配慮書について、環境大臣が意見を述べるに当たって、学識経験を有する者から意見を聴取できる旨を定める。

2012年5月、環境省、「審査助言委員会」を設置。

(2) 報告書手続に係る改正

施行令改正

○報告書についての意見提出期間の設定

- 環境大臣及び免許等を行う者等の意見提出期間をそれぞれ45日及び90日とする。

施行規則改正

1. 報告書手続に係る所要事項について規定

- 報告書への記載の対象となる環境保全措置は、**希少な動植物の生息環境又は生育環境の保全に係る措置、希少な動植物の保護のために必要な措置**及びその他の措置とする。

(報告書の公表は、方法書、準備書及び評価書の手続と同様とする。)

2. 学識経験を有する者からの意見聴取

- 報告書について、環境大臣が意見を述べるに当たって、学識経験を有する者から意見を聴取できる旨を定める。

(3) その他の改正

施行令改正

1. 対象事業の要件として指定している交付金の改正

- 沖縄振興自主戦略交付金を削除し、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第105条の3第2項に規定する交付金を追加する。

2. 都市計画に係る改正

- 都市計画に定められる対象事業等に関する所要の改正を行う。

施行規則改正

○都市計画に係る改正

- 都市計画に定められる対象事業等に関する所要の改正を行う。

<参考> 改正法と条例の手続の関係

○第2種事業における配慮書手続の扱い

改正法：第2種事業での実施は任意

法に基づく配慮書が行われない第2種事業に対し、
条例でアセス手続を行うことは、可能。

○報告書手続の扱い

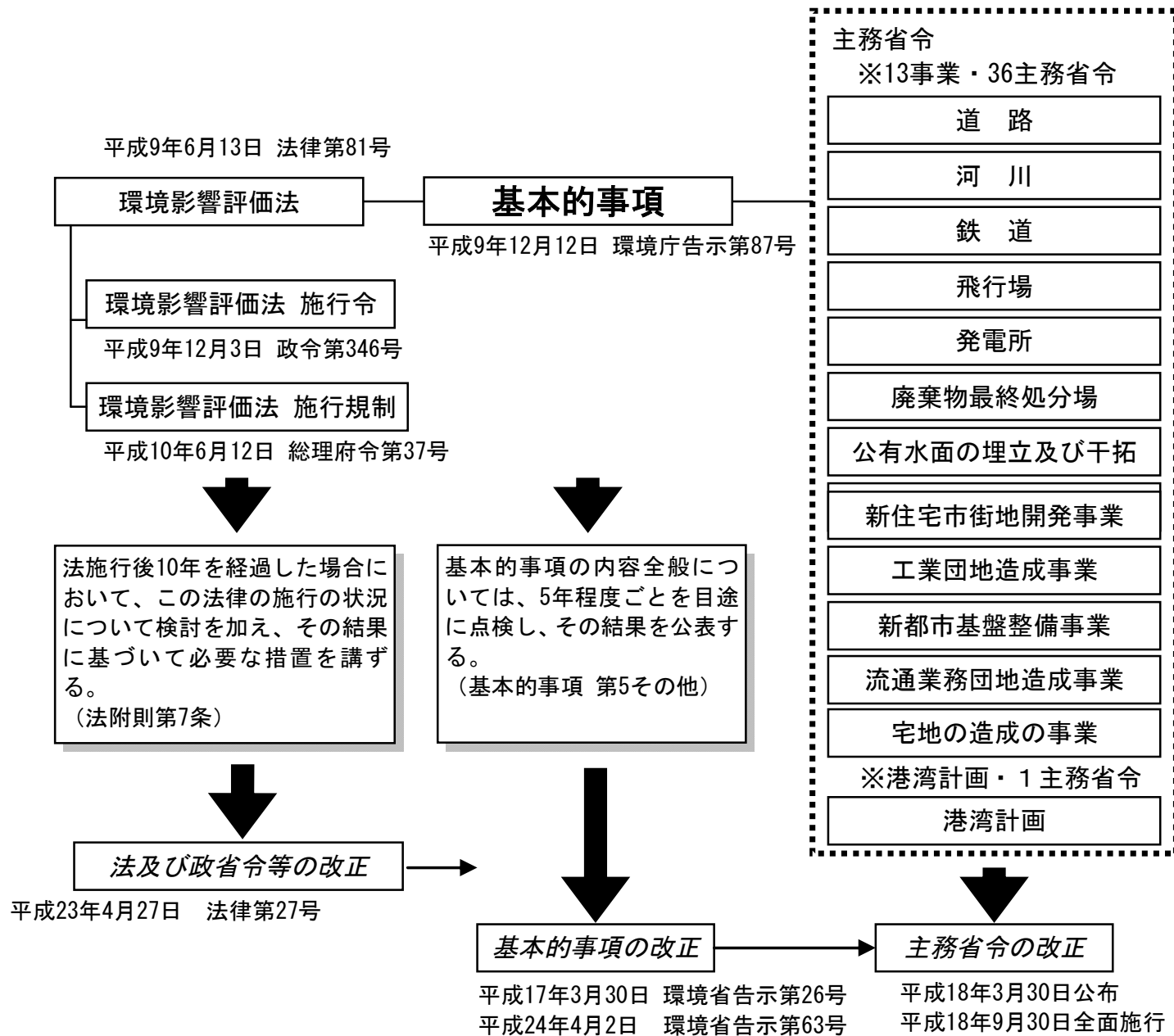
改正法で新たに報告書手続が規定。

※環境影響評価法第61条では、法手続の変更または進行を妨げるような形で事業者に義務を課すことはできないとされている。

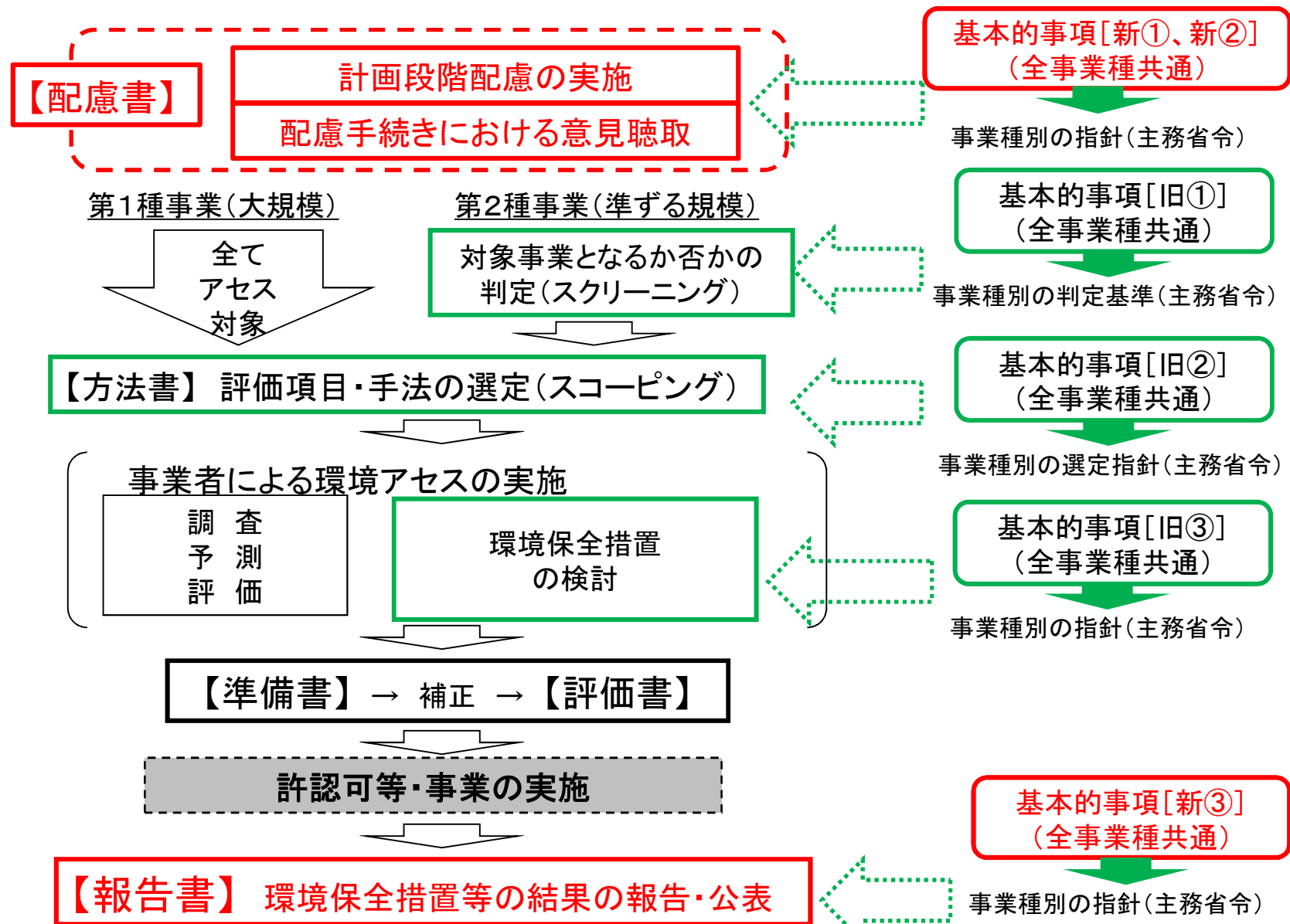
条例でも同様の手続を課すことは、可能。

2. 基本的事項の改正

「基本的事項」とは？

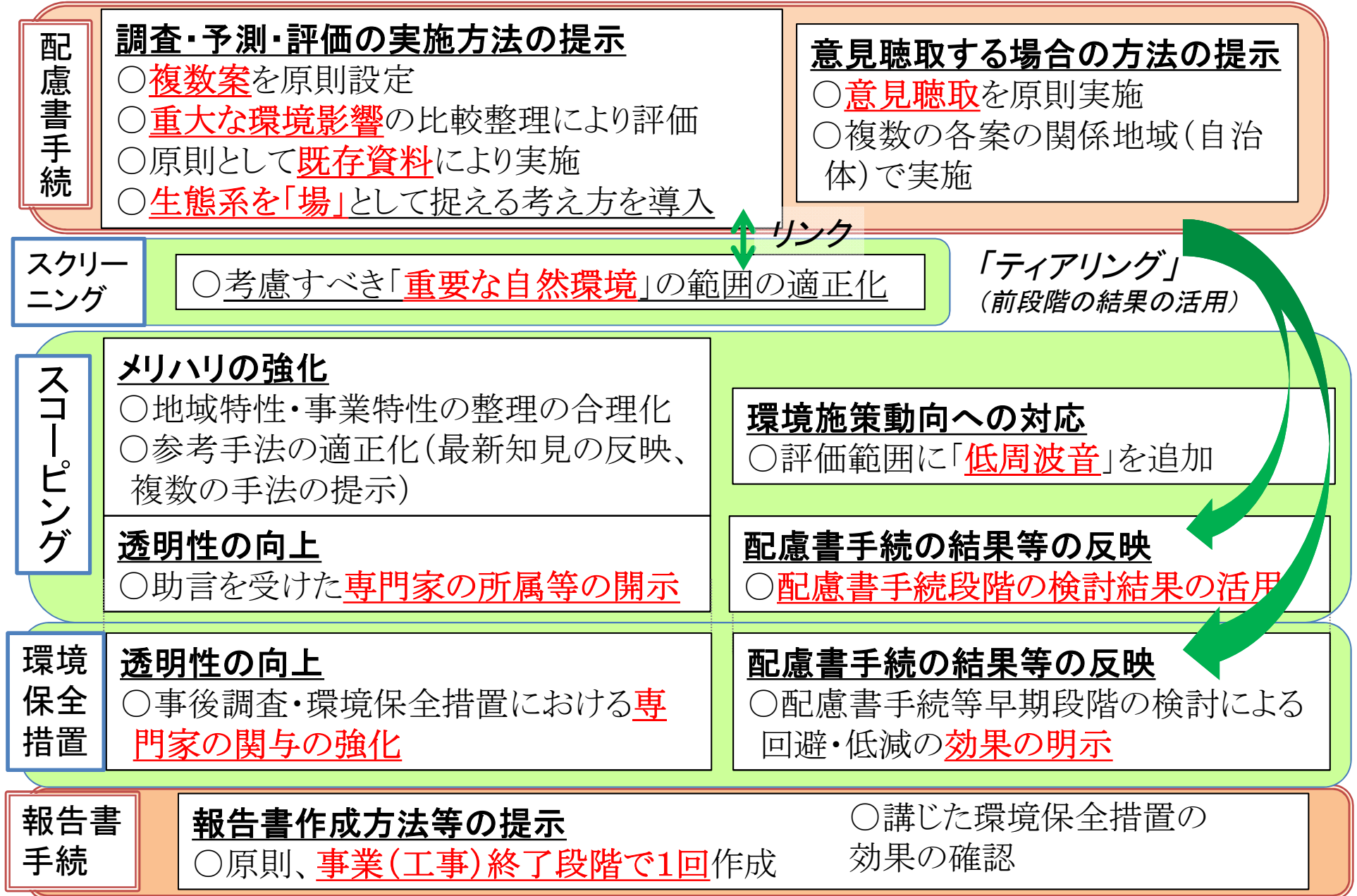


アセス法のフローと基本的事項



※赤字・赤枠: 法改正により新たに追加される基本的事項

基本的事項検討委員会報告書の概要



：改正法に伴い追加される手続

：現行の手続き(現行規定の見直し等)

基本的事項

第一. 計画段階配慮事項の選定等指針関連①

複数案について

○ 複数案を原則設定

- 複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにする。
- 位置・規模に係る複数案を検討するよう努める。
- 重大な環境影響の回避、低減のために配置・構造に係る複数案の検討が重要となる場合があることに留意する。
- 現実的である限り、当該事業を実施しない案(ゼロ・オプション)を含めるよう努める。

複数案(例)

■「位置・規模」の例

名古屋港で発生する 浚渫土砂の新たな処分場計画

土砂処分場設置候補地

①区域a案(中部国際空港沖)

処分場の形状・構造の工夫により環境影響を少なくすることも期待できる

②区域b案(四日市港内)

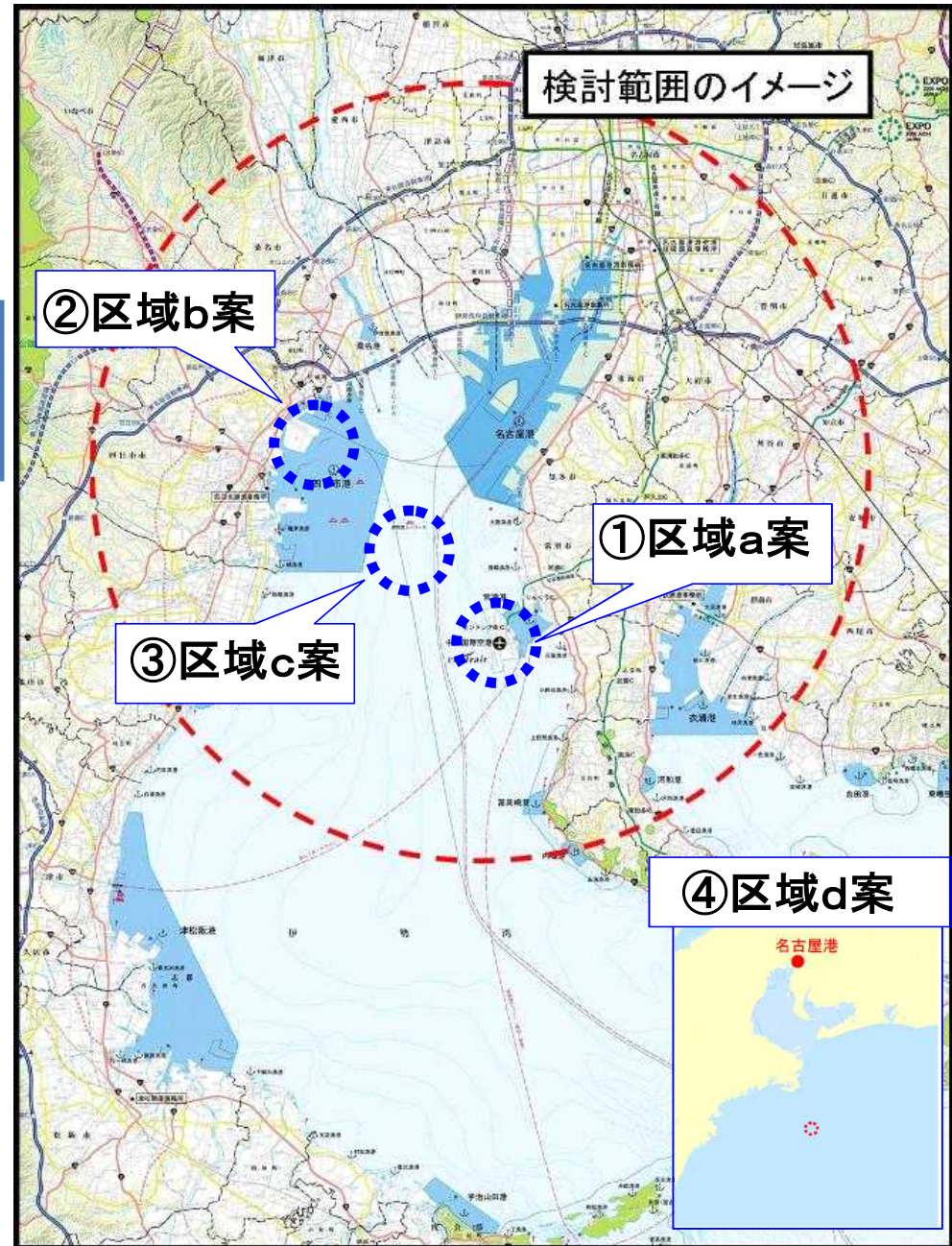
処分場の形状・構造の工夫により環境影響を少なくすることも期待できる

③区域c案(伊勢湾中央部深場)

環境の改善に役立つことも期待できるが、コストは①②よりも高い

④区域d案(伊勢湾外)

周辺の漁業や環境に影響を与える可能性があり、コストも最も高い



第一．計画段階配慮事項の選定等指針関連②

調査・予測手法について

○ 調査は、原則として既存資料により実施

- 重大な環境影響を把握する上で必要な情報が既存資料により得られない場合は、専門家等からの知見の収集を行う。
- それらによっても必要な情報が得られない場合は、現地調査・踏査等を行う。

○ 予測は、可能な限り定量的に実施

第一. 計画段階配慮事項の選定等指針関連③

評価手法について

○ 重大な環境影響の比較検討により評価

- 適切な場合には、重大な環境影響の要素以外の要素についても、比較整理を行う。
- 単一案のみが設定されている場合は、重大な環境影響が回避、低減されているかについて評価を行う。
- 国や地方公共団体の環境保全上の基準又は目標が示されている場合には、これらとの整合性についても可能な限り検討する。

第一. 計画段階配慮事項の選定等指針関連④

調査・予測・評価の基本的方針

○ 生態系の予測に「重要な自然環境のまとめり」の考え方を導入

- 回復が困難な脆弱な自然環境、減少又は劣化しつつある自然環境、地域において重要な機能を有する自然環境、その他、都市に残存する斜面林等の地域を特徴づける重要な自然環境など、**重要な自然環境のまとめりを場として把握し、影響の程度を把握**する。

○ その他の環境要素については、EIAと基本的考え方は共通

重要な自然環境の まとまりの場(例)

名古屋港で発生する 浚渫土砂の新たな処分場計画

【区域a: 中部国際空港沖】

処分場整備による流れの変化により、候補地中心から約4-6kmにある干潟や藻場に影響を与える可能性

【区域b: 四日市港内】

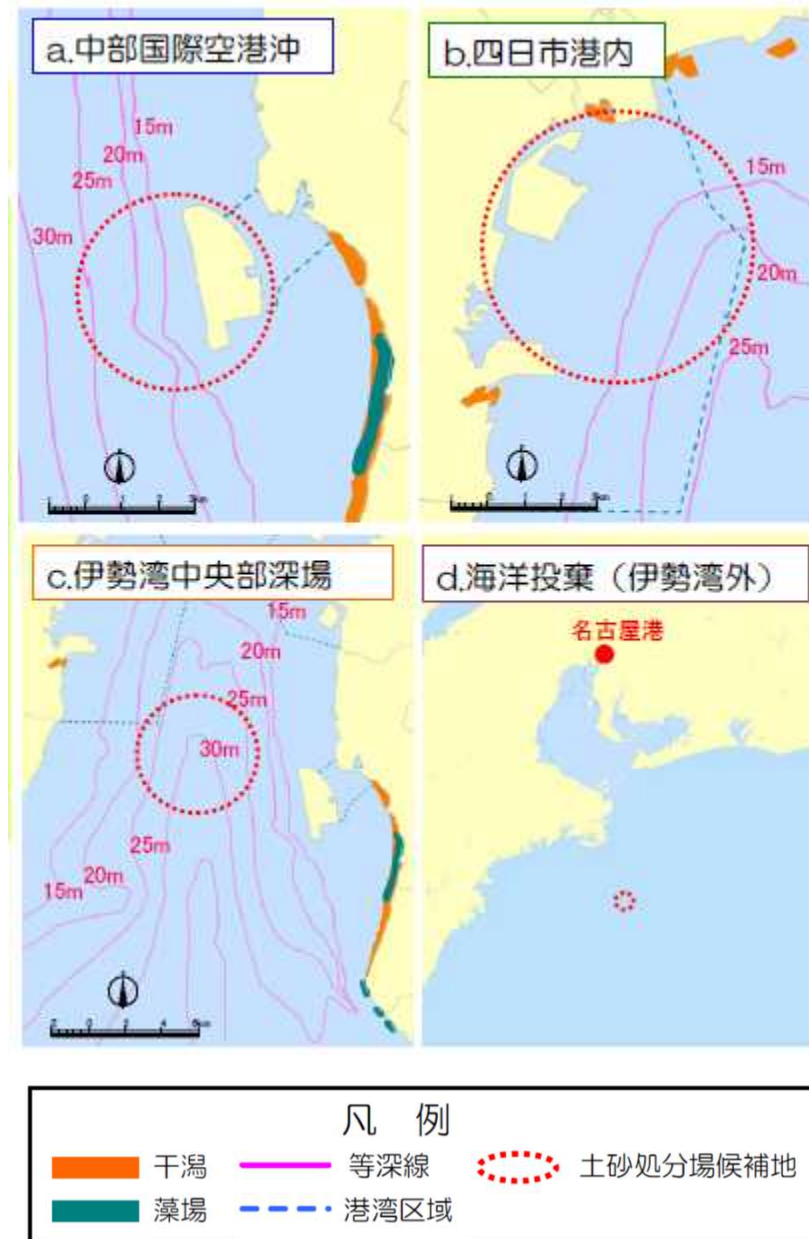
処分場整備による流れの変化により、候補地中心から約3-5kmにある干潟に影響を与える可能性

【区域c: 伊勢湾中央部深場】

配慮が必要と考えられる干潟・藻場は存在しない

【区域d: 海洋投棄(伊勢湾外)】

配慮が必要と考えられる干潟・藻場は存在しない



第二. 計画段階配慮について意見を求める場合 の指針関連

意見聴取する場合の方法

- 意見聴取を原則実施
- 各案の関係地域(自治体)で実施

- 一般及び関係地方公共団体から少なくとも一回は意見を求める。
- これらの者からの意見を求めない場合は、その理由を明らかにする。
- 可能な限り、配慮書の案について意見聴取を行うよう努める。
- まず一般、次に関係地方公共団体からの意見を求めるよう努める。
- 一般からの意見概要及びそれに対する事業者見解をあらかじめ関係地方公共団体へ送付するよう努める。

第三. 第二種事業の判定基準関連

○ 考慮すべき「重要な自然環境」の範囲

- 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境
- 里地里山、河川沿いの氾濫源の湿地帯や河畔林等の減少又は劣化しつつある自然環境
- 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟、土砂崩壊防止機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
- その他、都市に残存する斜面林等の樹林地及び緑地や水辺地等、地域を特徴づける重要な自然環境

※生物多様性国家戦略2010の策定等、重要な自然環境の考え方に関する検討状況を踏まえ、改正

第四. 環境影響評価項目等選定指針関連

メリハリの強化

- 地域特性・事業特性の整理の合理化
(配慮書段階で整理した情報の有効活用)

透明性の向上

- 参考手法の適正化(最新知見の反映、複数の手法の提示)
- 助言を受けた専門家の所属の属性等の開示

環境施策動向への対応

- 評価範囲に「低周波音」を明示

配慮書手続の結果等の活用

- 配慮書手続段階の検討結果の活用

第五. 環境保全措置指針関連

客観的、科学的根拠に基づく対応

- 事後調査・環境保全措置における専門家の関与の強化、透明性の向上

配慮書手続の結果等の活用

- 配慮書手続等早期段階の環境影響の回避・低減検討内容の明示

配慮書から評価書までの一連の環境配慮(対策)をまとめて示す。

第六. 報告書の作成指針関連

報告書作成方法等の提示

- 原則、事業(工事)終了段階で1回作成
- 講じた環境保全措置の効果を確認、その結果を報告書に含める
- 必要に応じ、事業の途中段階又は供用開始後に行う事後調査等の結果を公表(自主的取組として)

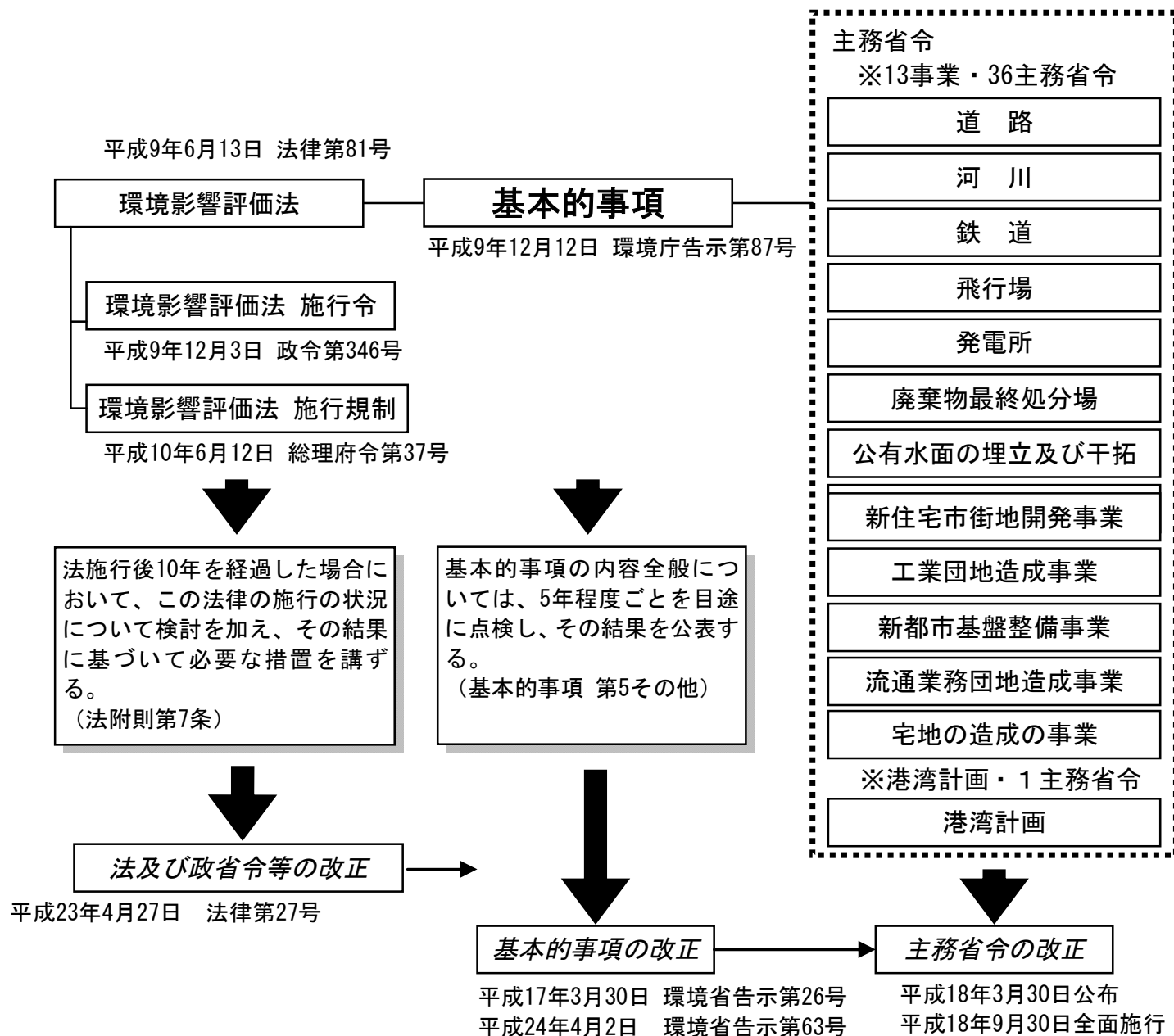
第六. 報告書の作成指針関連

報告書記載事項

- ア 事業者名及び住所、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業が実施されるべき区域等、対象事業に関する基礎的な情報
 - イ 事後調査の項目、手法及び結果
 - ウ 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
 - エ 専門家の助言を受けた場合はその内容等
 - オ 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合はその計画、及び、その結果を公表する旨
- 事業主体が変わった場合、事業主体と供用段階での運営管理主体が異なる場合等の対応等を記載

3. 主務省令の改正

「主務省令」とは？



主務省令改正案の主な内容(1/2)*

事業種 ＜所管省＞	廃棄物処分場 ＜環境省＞	11/6公布	宅地造成(中小機構) ＜経済産業省＞	発電所 ＜経済産業省＞
配 慮 書 手 続 関 連	複数案の 形態	位置・規模又は配置・構造	位置・規模又は配置・構造	<u>構造・配置又は位置・規模</u>
	ゼロ・オプ ション	現実的である限り複数案に 含める	現実的である限り複数案に 含める	<u>(記述なし)</u>
	意見聴取 の基本的 方法	・「配慮書の案」で聴取するよ う努める ・その場合、一般、自治体の 順とするよう努める	・「配慮書の案」で聴取するよ う努める ・その場合、一般、自治体の 順とするよう努める	<u>「配慮書の案」で聴取する場 合は</u> 、一般、自治体の順とす るよう努める
	多段階の 意見聴取	実施に努める	実施に努める	<u>(記述なし)</u>
	意見聴取 の期間	一般30日 <u>以上</u> 、自治体60日 <u>以上</u> の適切な期間	一般30日、自治体60日を原 則とし、適切な期間	一般30日、自治体60日を原 則とし、適切な期間
その他の主な 特徴	参考項目に、建設工事から のCO2排出を追加	参考項目に、建設工事から のCO2排出を追加	—	
備考	・ほぼ基本的事項どおり ・対象事業に一部民間も含ま れる(産廃処分場)	ほぼ基本的事項どおり	・「構造・配置」の複数案が基 本、という姿勢鮮明 ・対象事業は全て民間	

* 各省の主務省令改正案パブコメ版より作成。主な相違点のみを抽出。

主務省令改正案の主な内容(2/2)

事業種 〈所管省〉	林道 〈林野庁〉	道路、鉄道、飛行場、土地区画 整理、埋立・干拓 〈国土交通省〉**	飛行場 〈防衛省〉+	
配 慮 書 手 続 関 連	複数案の 形態	位置・規模又は配置・構 造	<u>おおむねの位置等</u>	<u>おおむねの位置等</u>
	ゼロ・オブ ション	現実的である限り複数案 に含める	現実的である限り複数案に含 める	現実的である限り複数案に含 める
	意見聴取 の基本的 方法	・「配慮書の案」で聴取す るよう努める ・その場合、一般、自治体 の順とするよう努める	<u>(「配慮書の案」を優先する記述 なし。一般・自治体の順序の記 述なし)</u>	<u>(「配慮書の案」を優先する記 述なし。一般・自治体の順序 の記述なし)</u>
	多段階の 意見聴取	実施に努める	<u>(記述なし)</u>	<u>(記述なし)</u>
	意見聴取 の期間	一般30日、自治体60日を 原則とし、適切な期間	<u>(記述なし)</u>	<u>(記述なし)</u>
その他の主な 特徴	—	配慮書において、工事の影響 の取扱いが明記されていない	配慮書において、工事の影響 の取扱いが明記されていない	
備考	ほぼ基本的事項どおり	・幅広い事業種でPIの実績 ・一部民間事業含む(鉄道)	(国交省の飛行場事業と同様 の規定とされる見込み)	

** 国土交通省分は、全事業種を一本にまとめた概要版によりパブコメ。個々の事業種の規定は不詳。

技術指針・手法に関する今後の動き

- 配慮書手続の実施方法については、柔軟な対応が重要。例えば、民間事業である発電所については、過去の国会・審議会・検討会での各検討でも、地点や出力等の複数案は設定困難との陳述があったところ。
- いずれにせよ、法令レベルで規定できる内容には限界。
- 各省が作成しているアセスの手引き等の見直しにおいて詳細を検討。

改定が見込まれる手引き等	事業種＜担当省＞	作業状況等
環境アセスメント技術ガイド (2002～2006年)	全事業種＜環境＞	2012年度末までに配慮書手続部分を追加
発電所に係る環境影響評価の手引(H19改訂)	発電所＜経産＞	(不明)
面整備事業環境影響評価マニュアル(H11年)	土地区画整理等＜国交＞	(不明)
道路環境影響評価の技術手法(H23改定)	道路＜国交＞	2012年度内に改定？
港湾分野の環境影響評価ガイドブック(1999)	埋立等＜国交＞	2012年度中にガイドライン策定
ダム事業における環境影響評価の考え方(H12)	河川＜国交＞	(不明)

「計画段階配慮技術手法に関する検討会」にて検討中。(公開、傍聴可)

4. 風力発電所の法対象化

法対象事業化（政令改正）の概要

1. 対象事業となる風力発電所の規模要件

- 第1種事業：1万kW以上
- 第2種事業：0.75万kW以上



2. 軽微な修正の要件（別表第2関係）

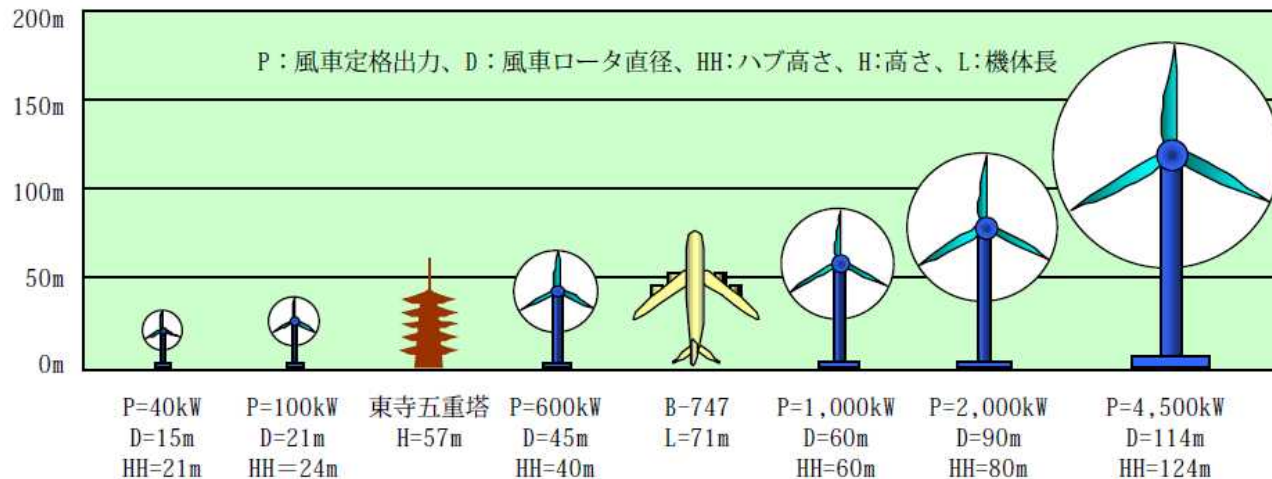
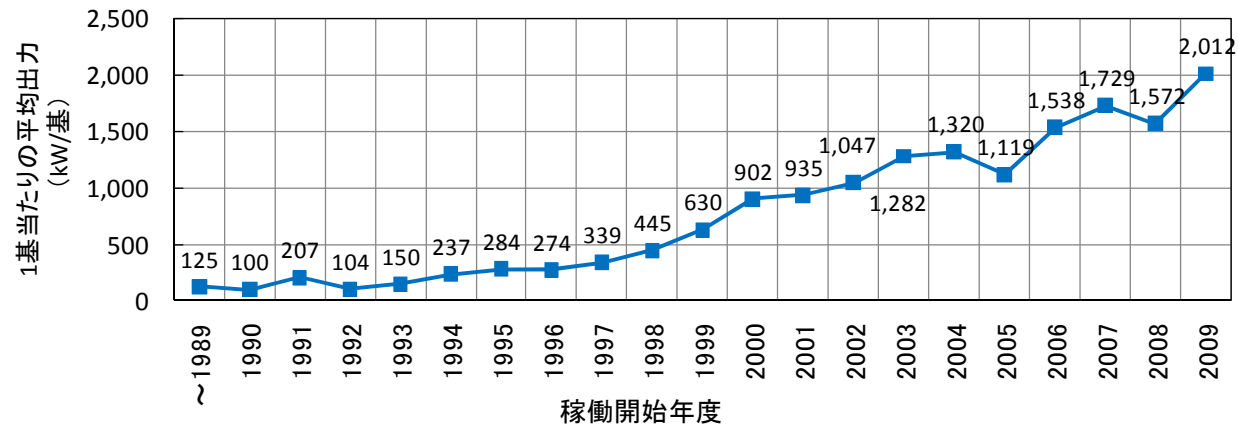
- ・ 発電所の出力が10%以上増加しないこと
- ・ 対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと

3. 軽微な変更の要件（別表第3関係）

- ・ 発電所の出力が10%以上増加しないこと
- ・ 対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと
- ・ 発電設備の位置が100メートル以上移動しないこと

風力発電設備のサイズ感

- 個々の風力発電設備の大きさは、定格出力に応じて増加。
- 新規導入設備の定格出力は年々増加しており、**2009年の平均は約2,000 kW**。これは、**全高100 mを超える巨大構造物**。

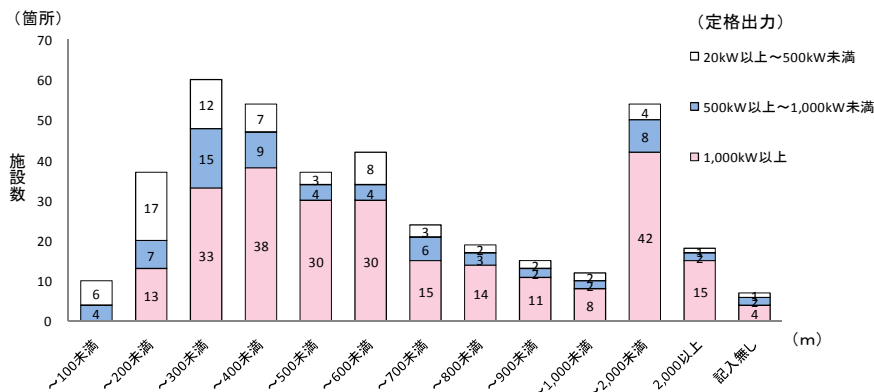


出典 「風力発電導入ガイドブック(2008年2月改訂第9版)」(平成20年2月、NEDO)

風力発電の主な環境影響①

○ 騒音・低周波音

- ▶ 64か所の風力発電所において苦情等が発生
- ▶ 総出力別の苦情等の発生状況(最寄り苦情者宅までの距離が600m以内):
 - 5,000kW～1万kW : 27%で苦情等が発生
 - 1万kW～1.5万kW : 38%で苦情等が発生
 - 1.5万kW～2万kW : 44%で苦情等が発生
 - 2万kW～3万kW : 69%で苦情等が発生
- ▶ 風力発電所から最寄り住宅までの距離:
 - 300m未満 : 107か所(28%)
 - 300m～500m : 91か所(23%)
 - 500m～1,000m : 112か所(29%)
 - 1,000m以上 : 72か所(19%)



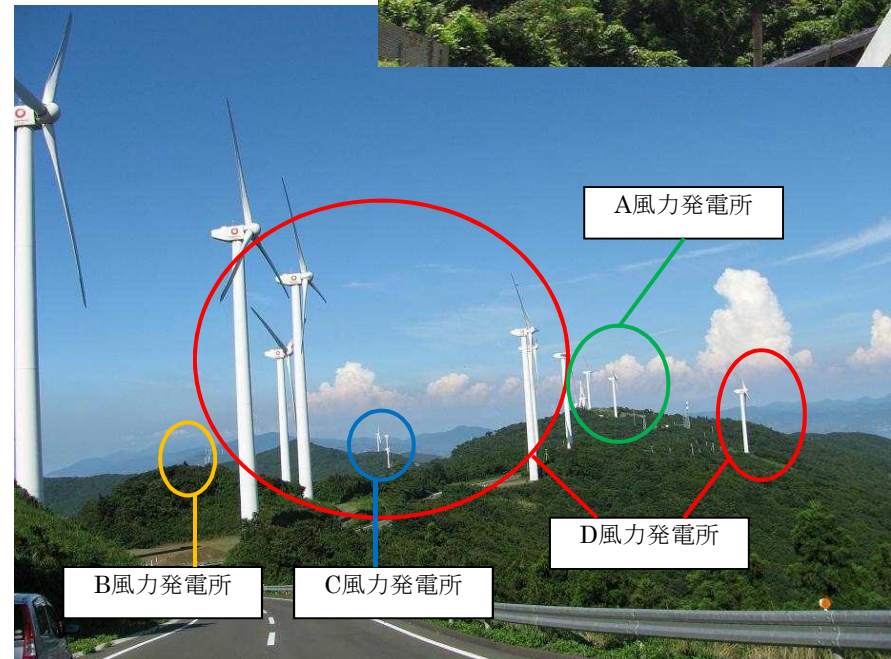
出典 環境省

○ 景観

近隣の住宅から見た風力発電設備の例(右)



眺望景観の中で複数の風力発電所が視認される例(下)



出典 環境省

(いずれも愛媛県佐田岬)

風力発電の主な環境影響②

○土地改変(動植物・生態系への影響、水の濁りの影響)



尾根等での風力発電設備、建設に伴う道路付設等により、自然環境への影響や土砂流出等の懸念

出典 当該風力発電所に関するホームページ



(参考)
土地改変面積のスケール感

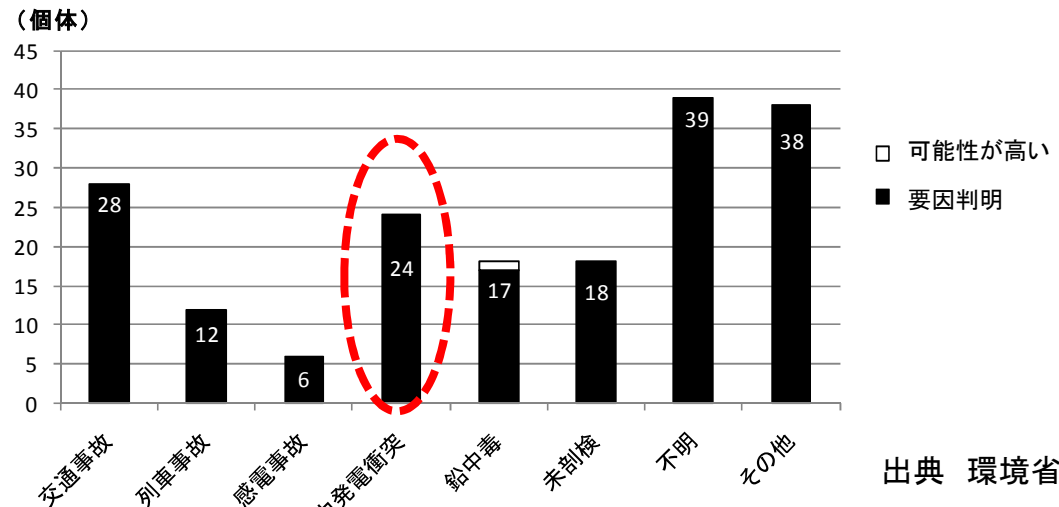
- ・風力発電1万kW 当たり5ha前後
- ・火力発電15万kW 当たり3.3ha程度

○バードストライク

判明している限り、オジロワシ(※)の傷病原因の第2位が「風車衝突」(北海道内)



出典 環境省



出典 環境省

※オジロワシは、絶滅危惧 I B類(環境省レッドリスト)、国内希少野生動植物種(種の保存法)、天然記念物(文化財保護法)に該当。

改正発電所主務省令(2012.7.31.) における風力関連の「参考項目」の概要

項目	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用
騒音	○	○
水の濁り	○	○
風車の影		○
重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	○	○
海域に生息する動物	○	○
重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く。)	○	○
海域に生育する植物	○	○
主要な眺望点及び観光資源並びに主要な眺望景観		○

いわゆる「シャドーフリッカー」

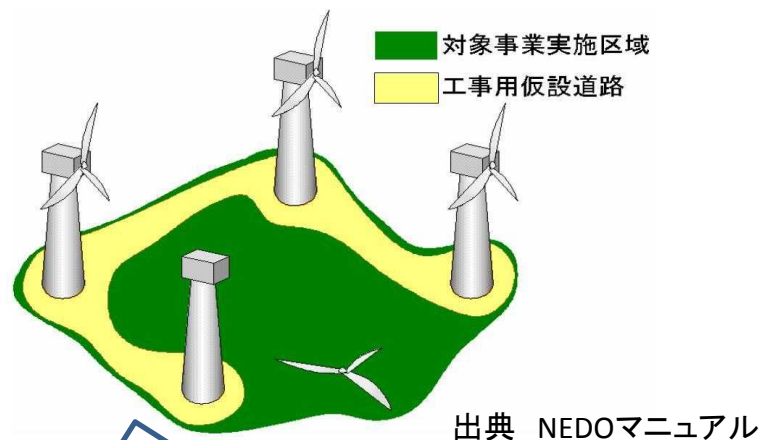
洋上風力対応

洋上風力対応

<参考>過去の自主アセス(NEDOアセス)に共通する問題点

【アセスの実施の範囲】

<対象事業実施区域>



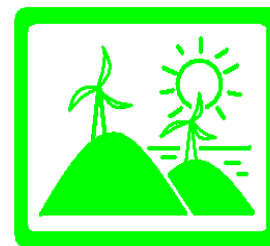
取付道路(発電所敷地までの新設道路)や土捨て場が含まれていない例が多い。

- 工事に伴う環境影響が対象とされていない例が多い(供用時の影響に限定)。
- 発電所を立地する市町村のみで意見聴取している例が多い(影響の及ぶ範囲の自治体に広く意見を聞くべき)。

【評価すべき項目】



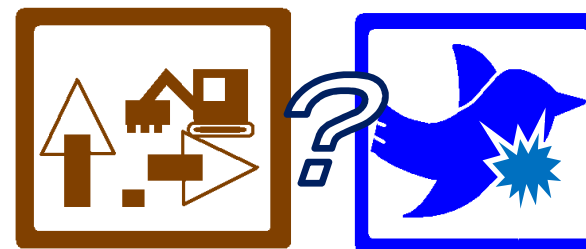
騒音・低周波音



景観



シャドーフリッカー



動物、植物、生態系

- 「シャドーフリッカー」や「生態系」が選定されていない例が少なくない。(非選定の理由が適切なら問題ないが…)

○風力等アセス支援 (情報基盤整備)

風力発電のアセス支援の考え方

- 風力発電について、環境に適正に配慮した健全な立地を進める必要。



- 環境アセスメントに活用できる環境基礎情報(貴重な動植物の生息・生育状況等の情報)のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境アセスメントの実施を促進。



- これにより、同時に、環境アセスメントを効率的に実施できる条件を整備し、風力発電等の早期大規模導入に貢献。

風力発電等導入に係る環境影響評価モデル事業

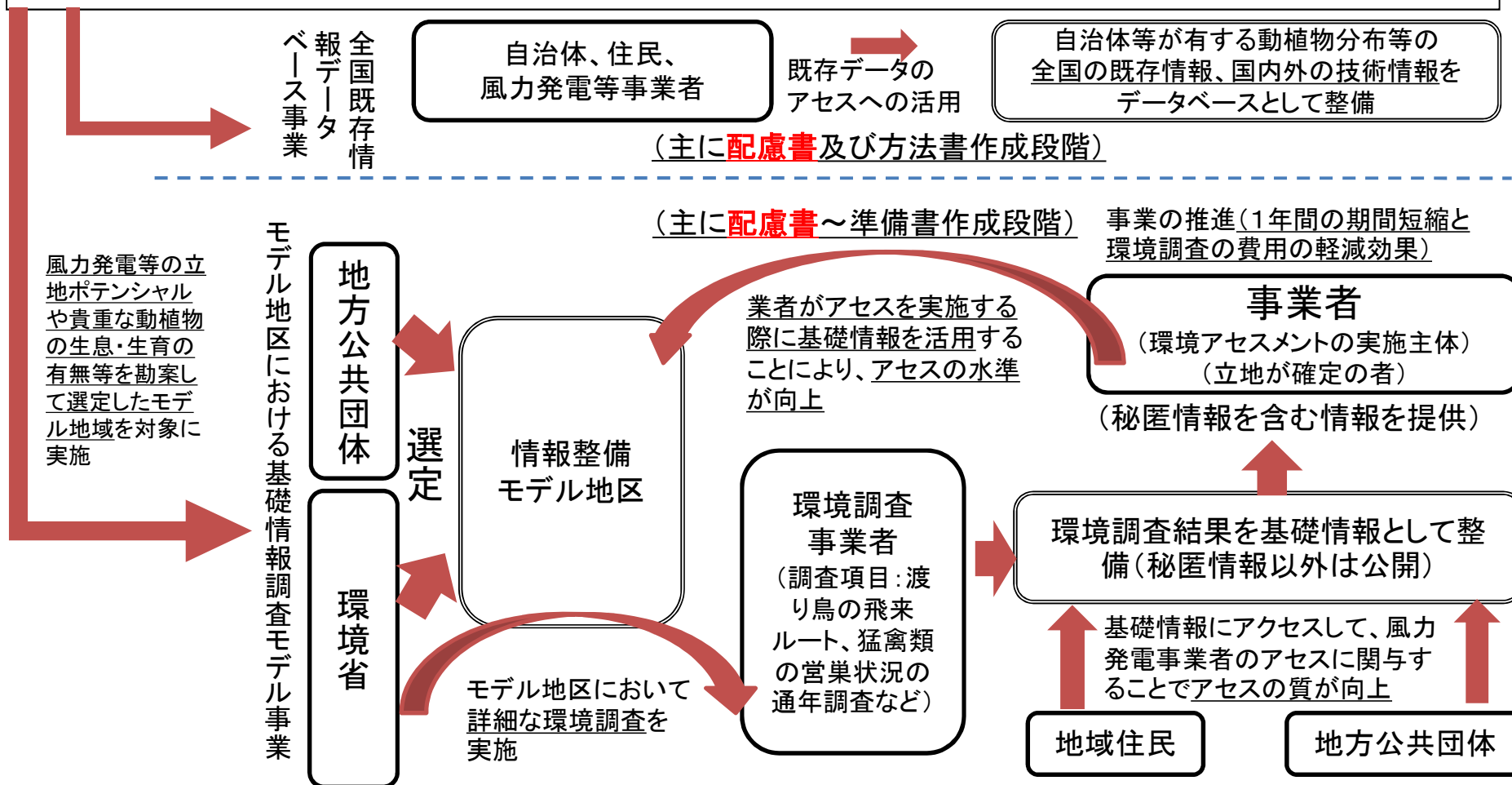
H25年度予算概算要求
13.3億円（8.3億円）

①風力発電等アセス先行実施モデル事業（継続）

◎風力発電所等について、配慮書段階の環境影響評価手続に先行的に取り組む事業者によるモデル事業を実施

②風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業

◎風力発電所等の環境アセスメントに必要な環境基礎情報の整備・提供を実施



5. 発電所アセスメントの簡略化・迅速化

(1) リプレースガイドライン

火力リプレースのアクセス合理化ガイドライン公表 (2012.4.2)

火力発電所リプレースに係る 環境影響評価手法の合理化に関する ガイドラインについて

はじめに

近年の温室効果ガスの削減の取り組みのひとつとして、火力発電所を運用している電気事業者や自家発電設備を保有する事業者などにおいて、老朽化した発電設備を最新技術を採用した高効率の発電設備に更新する取り組みが進められています（このような取り組みを火力発電所のリプレースと言います）。

火力発電所は埋立地などの工業専用地域に立地していることが多いため、リプレースに際しては、土地改変等による環境影響が限定的で、かつ、温室効果ガスや大気汚染物質による環境負荷の低減が図られるケースが多くなっています。

温室効果ガスの削減のためには、このような案件については早く運用に供されることが望ましいのですが、環境影響評価制度では、新たに火力発電所を設置する事業と同様の環境影響評価手続が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、環境省では、平成22年度に環境要素ことの専門家からなる「火力発電所リプレースに係る環境影響評価の技術的事項に関する検討会」を設置し検討を行いました。その結果を踏まえ、一定の条件を満たすリプレースについて、環境影響評価手続の合理的な運用に資することを目的に、調査・予測に要していた期間の大幅な短縮を可能とするための手法を提示したガイドラインを取りまとめました。

本ガイドラインが環境影響評価を実施する事業者や環境影響評価手続を進める地方公共団体等において活用され、円滑な手続に寄与することを期待します。

- ・環境負荷軽減が図られる火力発電所のリプレース事業が対象
- ・一定の条件を付し、調査・予測に要する期間の大幅な短縮が可能
- ・本ガイドラインは、スコーピング機能の強化の一環として位置付けられている。
- ・そのため、ガイドライン対象外の事業であっても一定の条件を満たせば、スコーピングが可能

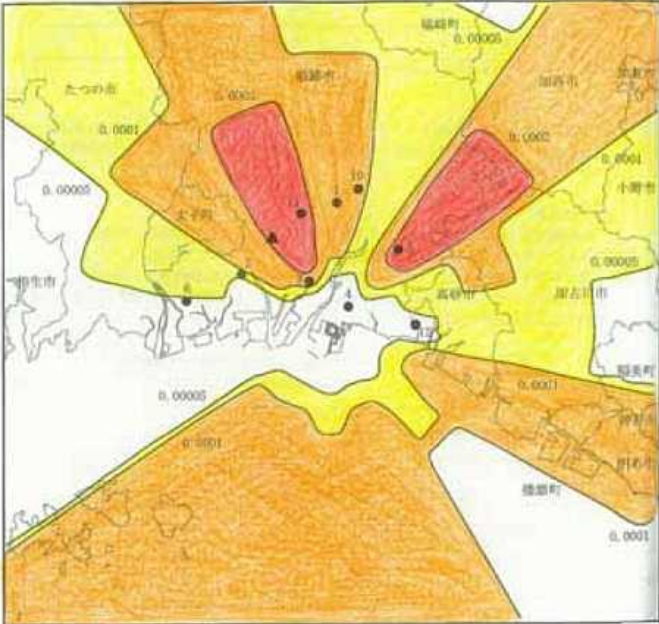
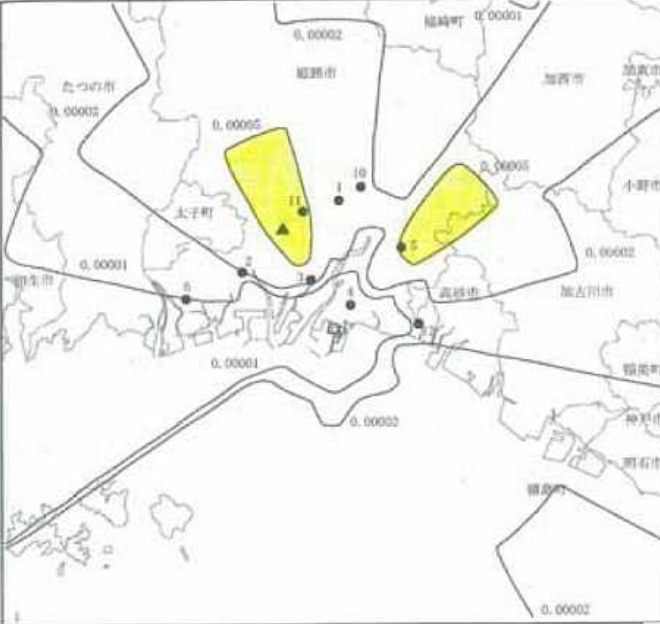
ガイドラインの対象となるリプレース

1. 温室効果ガス排出量の低減
2. 環境負荷の低減
 - 大気汚染物質排出量の低減(又は現状非悪化)
 - 水質汚濁物質排出量の低減(又は現状非悪化)
 - 温排水排出熱量の低減(又は現状非悪化)
3. 土地改変等による環境影響が限定的

⇒該当する火力発電所のリプレース事業を「改善リプレース」と定義

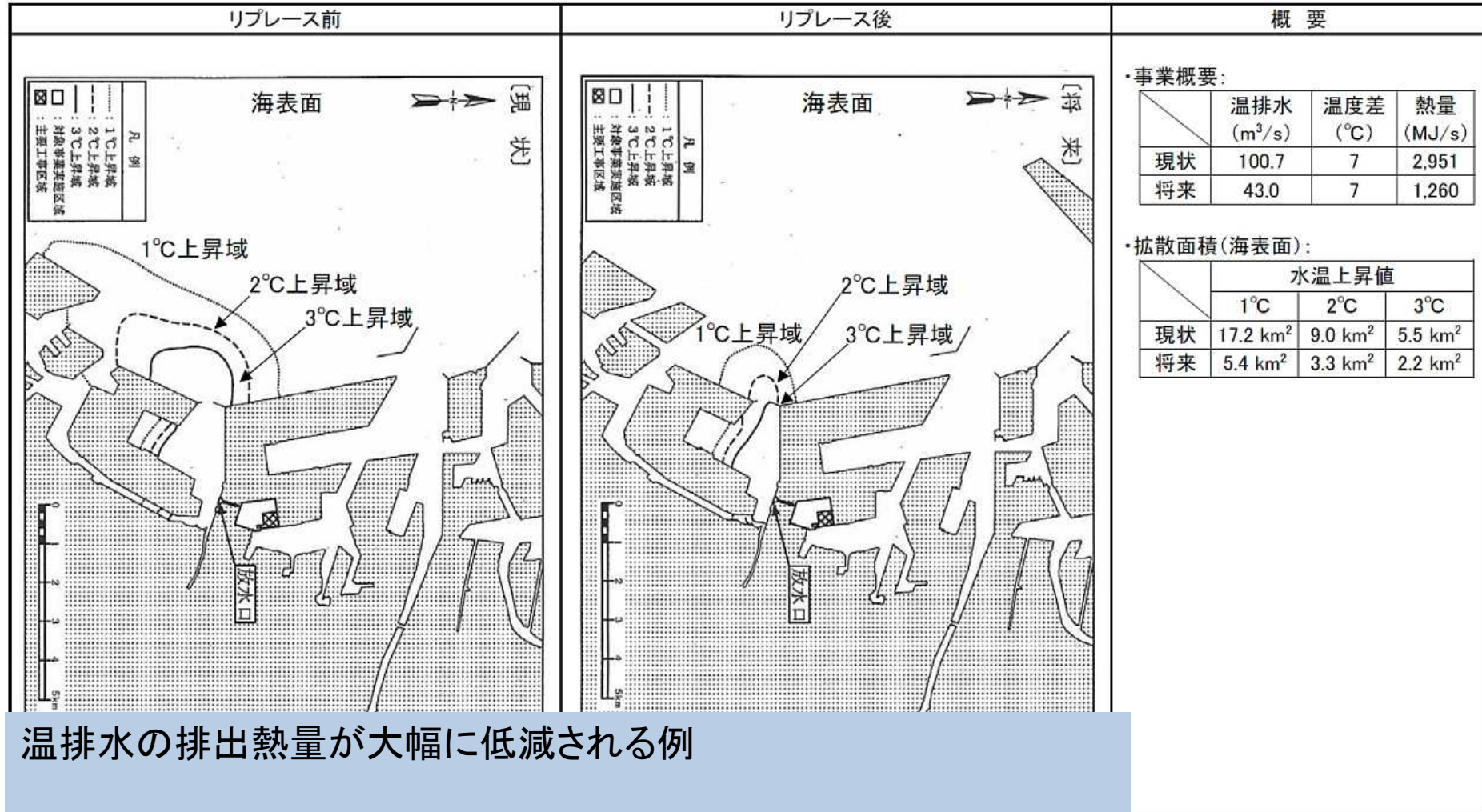
リプレース前後での大気汚染の変化の例

姫路第二発電所

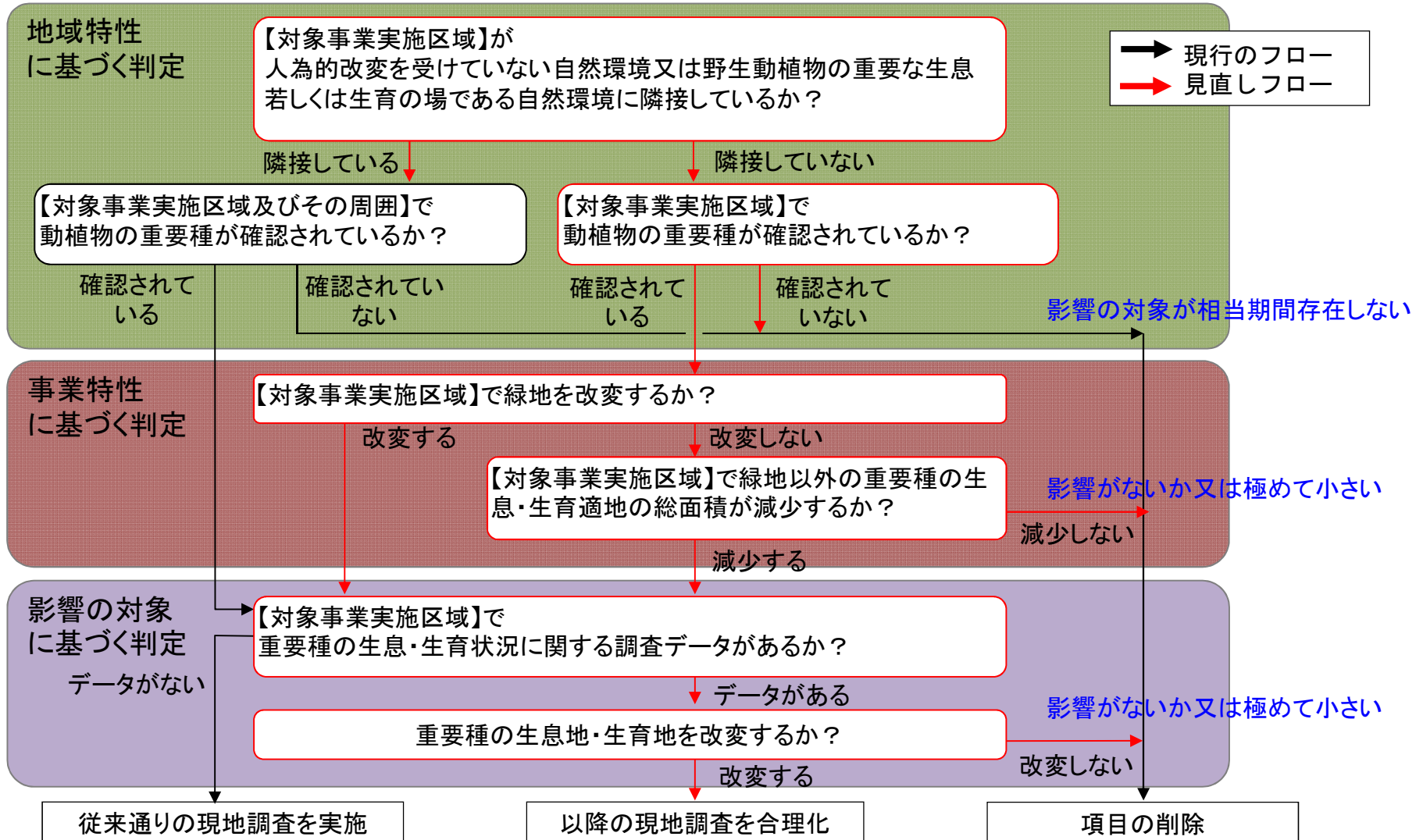
リプレース前	リプレース後	概要
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要: 発電方式の高効率化 ・煙突高さ(m) 現状: 150、200 将来: 80 ・NO_x排出量(m³_N/h) 現状: 453.0 将来: 70.8 ・最大着地濃度(ppm) 現状: 0.00031 将来: 0.00007 ・寄与濃度 代表測定局における将来の発電所寄与濃度は、全て現状よりも低くなる。 <p>* 煙突高さの詳細 現状: 150m × 1本(1~3号機集合) 200m × 1本(4~6号機集合) 将来: 80m × 2本(1~3号機集合、4~6号機集合)</p>
<p>設備の更新⇒NO_x排出量の低減⇒着地濃度が低減 ※煙突高さが低くなるが、排出量の削減効果の方が大きい例</p>		

リプレース前後での温排水の変化の例

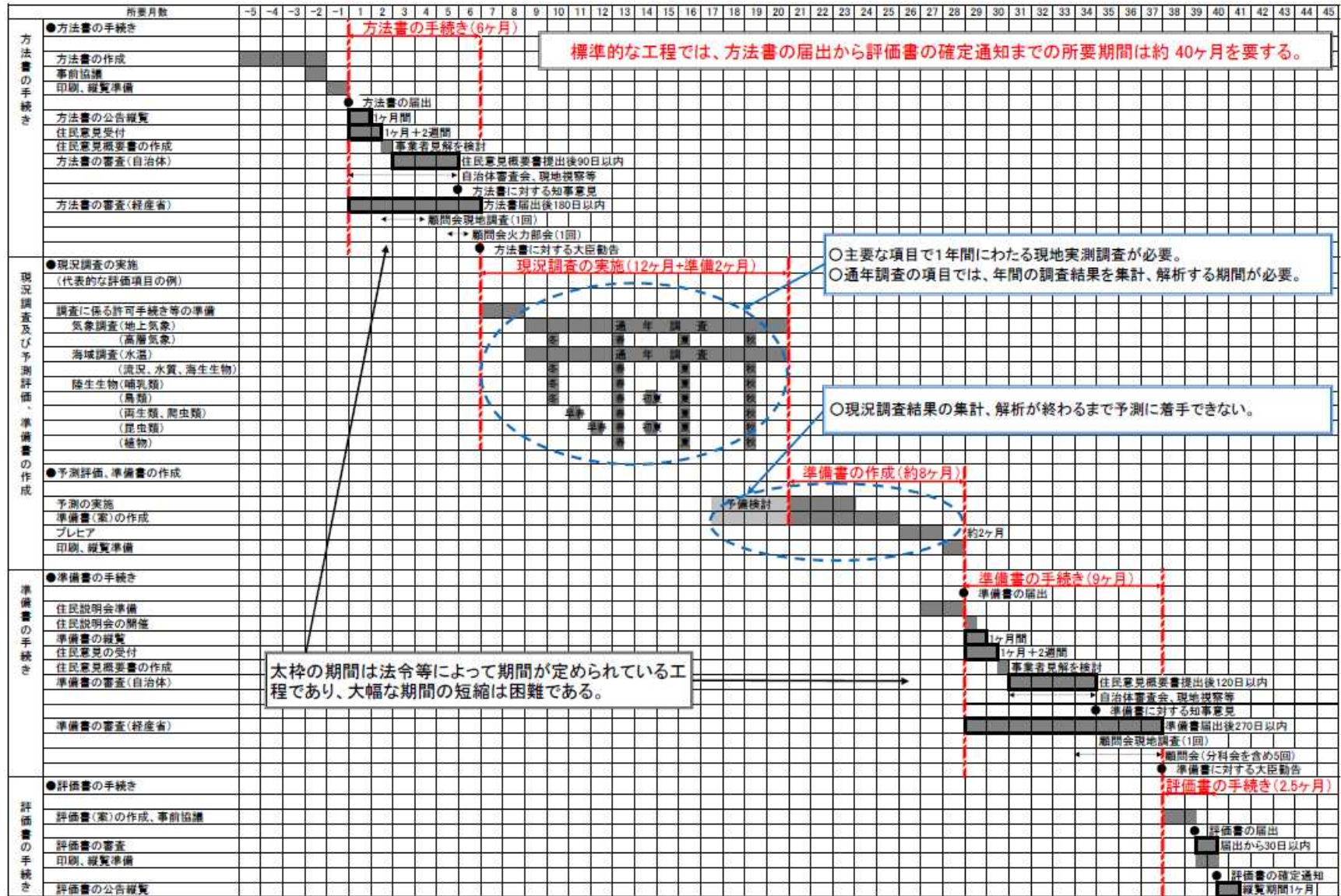
堺港発電所



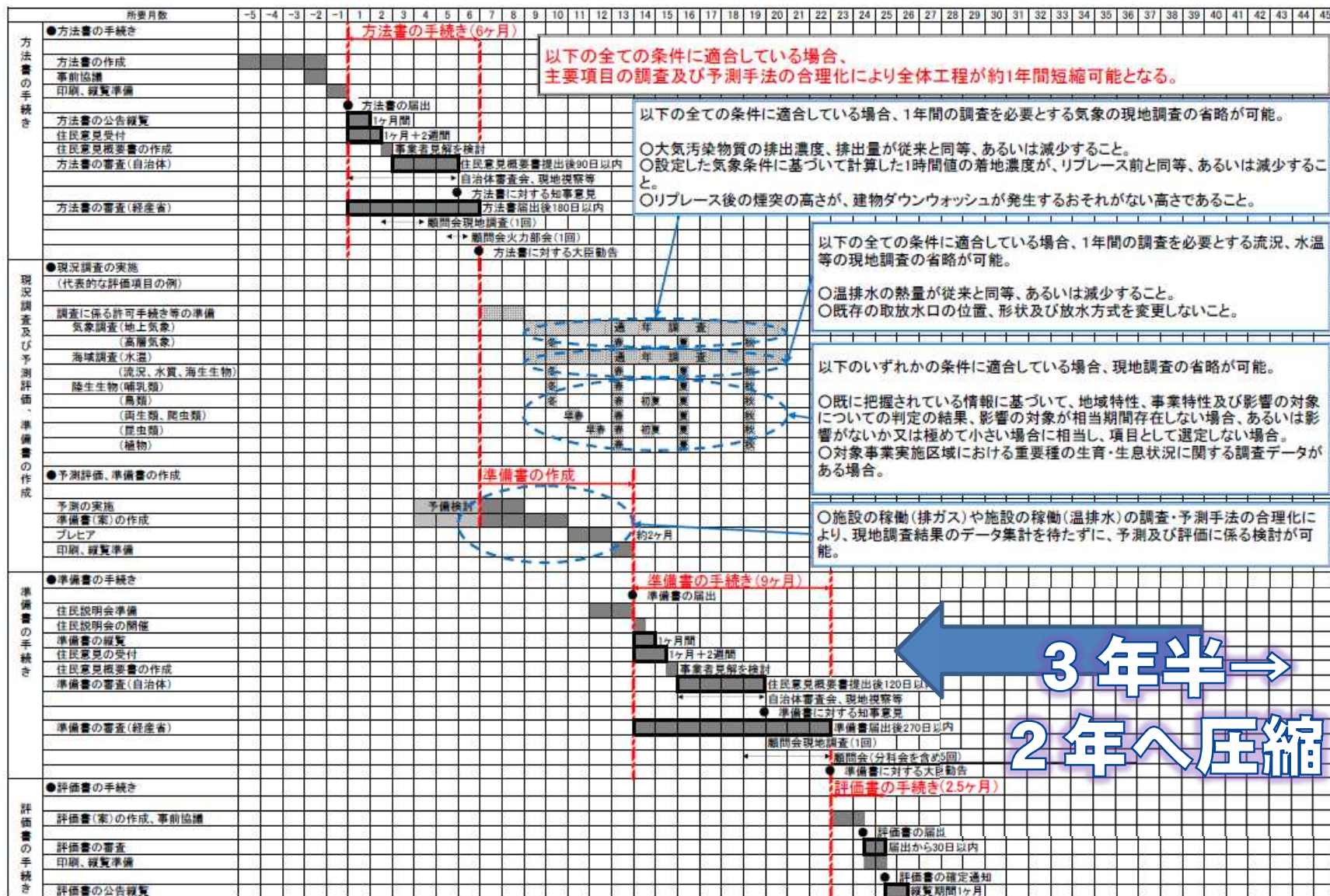
動植物（陸域）に係る手法合理化（判定フロー）



一般的なアセスの工程



合理化した場合のアセスの工程



(2) さらに迅速化に向けた取組

火力リプレース、風力・地熱にかかるアセス迅速化

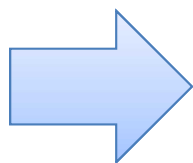
細野前大臣 閣議後記者会見（平成24年8月24日）

火力発電所のリプレースや風力・地熱発電所の設置について、従来3年程度要していた環境アセスメント手続に係る期間を、運用上の取組により、火力発電所リプレースについては最大1年強まで短縮、風力・地熱発電所については概ね半減させるという方針を提示。

革新的エネルギー・環境戦略

（平成24年9月14日エネルギー・環境会議決定）

火力発電所リプレース、風力・地熱発電所に係る環境影響評価手続の簡素化・迅速化、高効率でCO2排出量の少ない石炭火力や天然ガス火力の最新設備の新增設に係る手続迅速化に取り組む方針が盛り込まれた。



火力発電所のリプレース、風力・地熱発電所の設置にかかるアセスメントの迅速化について、発電所のアセスメントを担当する経済産業省との間で、本年9月25日、両省の課室長クラスによる「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議」を設置。

連絡会議 中間報告（11月27日公表）（1/2）

1. 火力発電所リプレース関係

- (1)「火力発電所リプレース」の定義の明確化
- (2)火力発電所リプレースの審査プロセス等における国、自治体、事業者の運用改善等による環境アセスメントの期間短縮についての具体的方策
- (3)火力発電所リプレースにおける環境アセスメントの簡素化についての具体的方策
- (4)火力発電所リプレースにおける撤去工事に関する環境アセスメント上の取扱いについての整理
- (5)火力発電所リプレースに係る環境アセスメントにおけるCO2に関する環境影響の扱いの整理

2. 風力発電所、地熱発電所関係

- (1)風力発電所、地熱発電所の審査プロセス等の運用改善による環境アセスメントの期間短縮についての具体的方策
- (2)風力発電所、地熱発電所における環境アセスメントの簡素化についての具体的方策

連絡会議 中間報告（11月27日公表）（2/2）

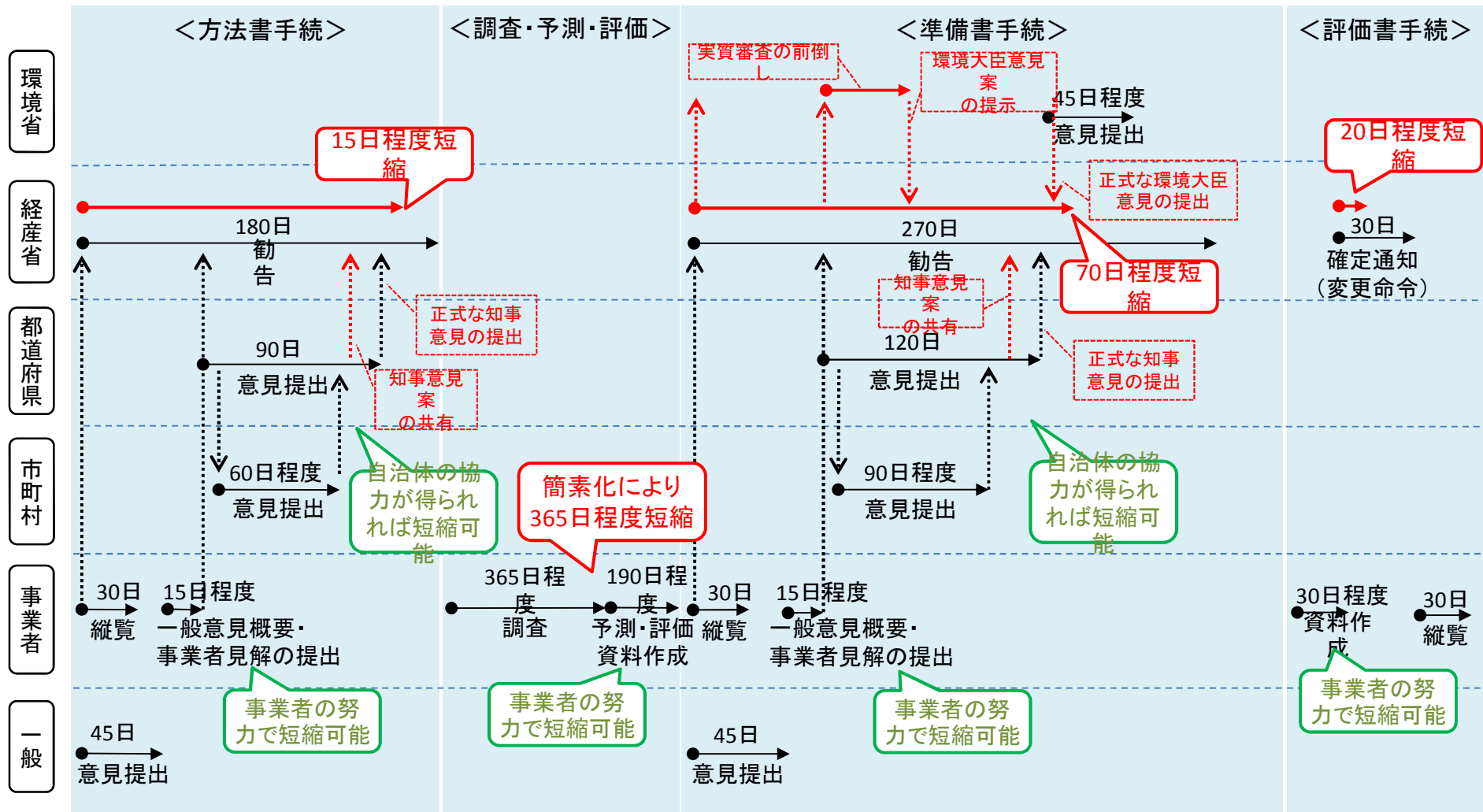
3. 火力発電所の新增設等への適用

- (1) 審査機関の短縮
- (2) 石炭火力等の火力発電所に係る環境アセスメントにおけるCO₂に関する環境影響の扱いの整理

4. 今後の進め方

- (1) 上記の取組について、今後、環境アセスメント案件について順次適用。この際、既に環境アセスメント手続に入っている案件についても、可能な範囲で先行的に適用
- (2) 本連絡会議の検討事項のうち残ったものについては、本中間報告後にも検討を続け、年内を目途に結論を得て発表
- (3) リプレースガイドラインの改訂等、検討会において整理・検討することとしたものについては、年度内を目途に結論
- (4) 今後の取組について、両省で連携して適宜フォローアップ

<参考>火力プレースの審査プロセス等の期間短縮のイメージ



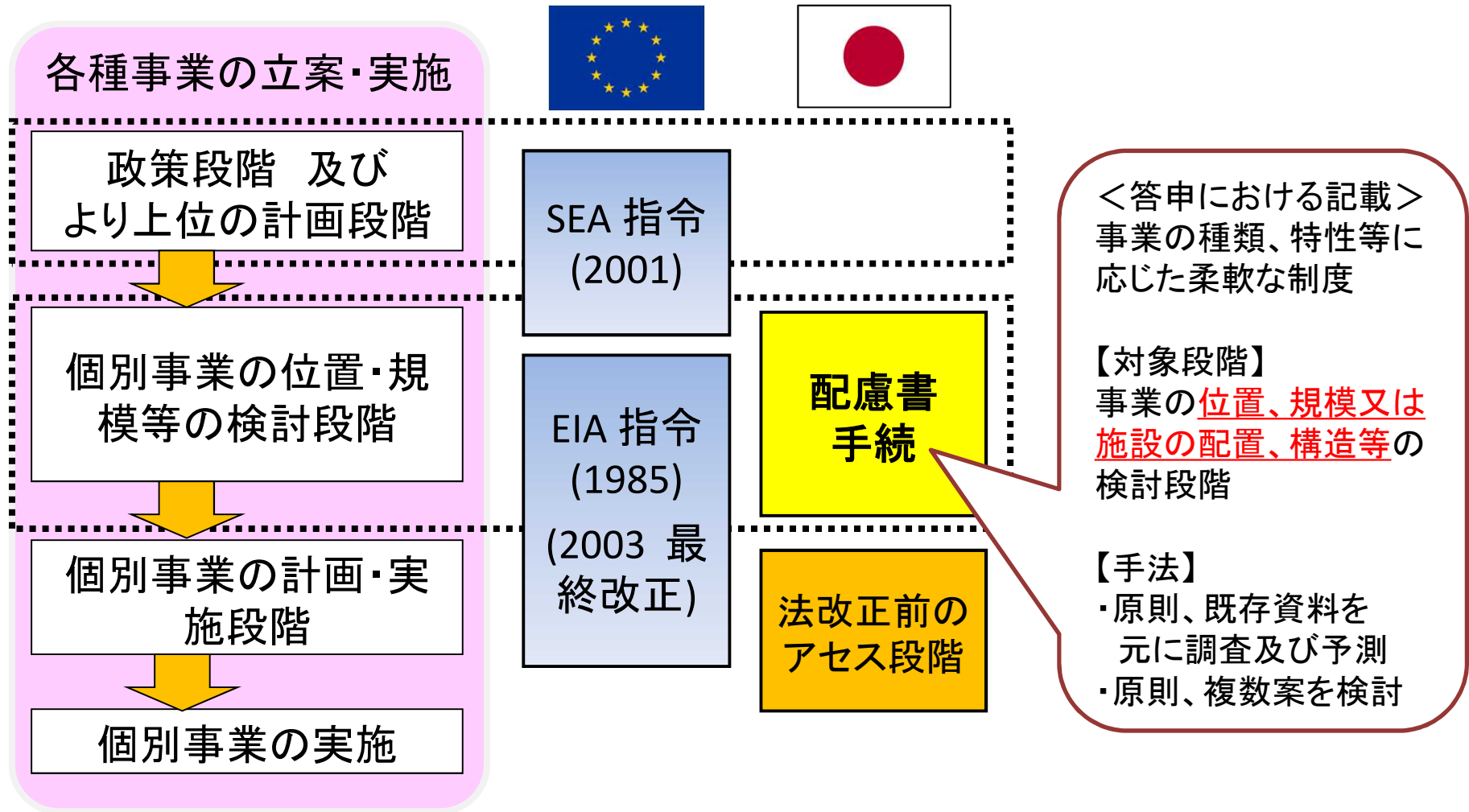
※知事意見案の共有については、自治体の協力が必要。

※平成25年4月より導入される配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る。

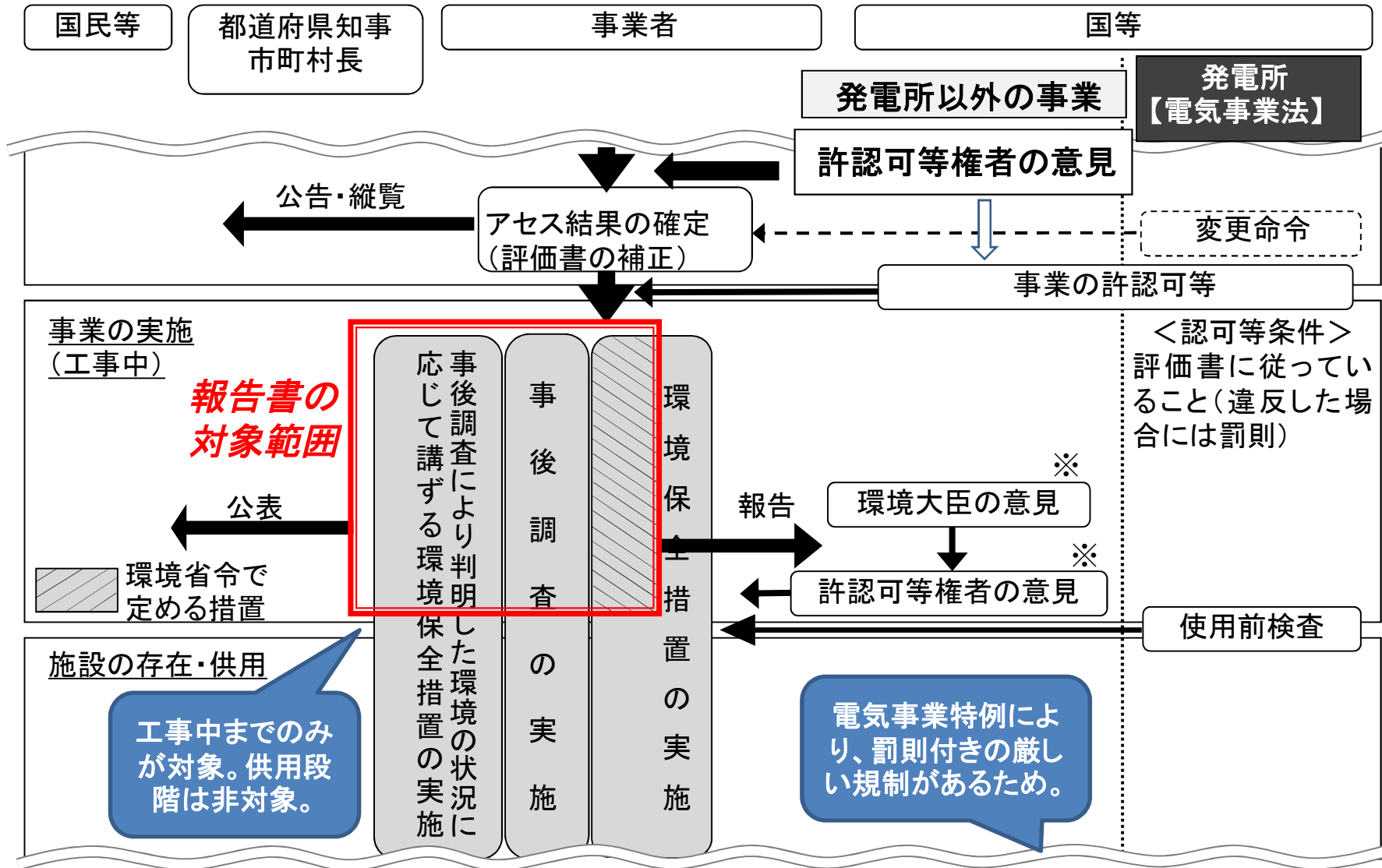
※国の審査期間短縮に関する取組については、風力・地熱発電所や火力発電所の新增設等においても同様の取組で迅速化を図る。

ご清聴、ありがとうございました。

<参考> 配慮書手続と「SEA（戦略的環境アセスメント）」



<参考> 報告書手続を実施する段階



※発電所には適用されない